集

Ш 越 地 区 消 防 組 合 告 示 第 兀 号

平 成二 + 八 年 Ш 越 地 区 消 防 組 合 議 会第二回 臨 時 会を次の ح お ŋ 招集する。

平 成二 +八 年 六 月 +兀 日

Ш 越 地 区 消 防 組 合 管 理 者

Ш

合

善

明

 (\equiv)

高

規

格

救

急

自

動

車

 \mathcal{O}

取

得

に

つ

۲ ر

て

 $(\underline{})$ $\left(\longrightarrow \right)$

化

学

消

防

ポ

ン

プ

自

動

車

 \mathcal{O}

取

得

に

2

V

て

消

防

ポ

ン

プ

自

動

車

0)

取

得

に

0

Į,

て

Ξ

付

議

事

件

場

所

Ш

越

地

区

消

防

局

三

階

講

堂

日

時

平

· 成 二

+

八

年

六

月

_

+

日

午 後 一

時

△ 会 期

平成二十八年六月二十一日

日

間

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

一、日程第四、 会議録署名議員指名については、

近 藤 芳 宏 議員

小 林 薫 議員 を指名する。

三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、 提案理由の説明の後、 質疑、

討論、 採決の順序により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。 以上をもって第二回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十八年六月二十一日(第一日)午後一時開議

会期決定について

議案提出書の公表について

三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の

日程第

日程第 日程第

報告について

日程第 兀 会議録署名議員指名について

日程第 五. 議案第一二号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第 議案第一三号 化学消防ポンプ自動車の取得について

日程第 七 議案第一四号 高規格救急自動車の取得について

△議場に出席した議員(一三人)

第 一番 小高 春雄 議員 第 二番 山田 敏夫 議員

三番 爲水 順二 議員 第 四番 片野 広隆 議員

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

第 五番 荻窪 利充 議員 第 六番 桐野 忠

議員

七番 明ヶ戸亮太 議員 第 八番 中原 秀文 議員

一一番 九番 近藤 柿田 芳宏 有一 議員 議員 第 第一二番 一〇番 髙橋 小林 剛 議員 議員

第 第

第

第一三番 江田 肇 議員

△欠席議員 (なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 Ш 合 善 明

副管理者 飯 島 和 夫

IJ 栗 原 薫

会計管理者 有 Ш 誠

消防局長 高 雄

次 長 澤 田 英 司

柴 崎 正 治

IJ

IJ 富

比留間 雄

弘

川越北消防署長 岸 康

川越中央消防署長 島 村 昭

広 仁

川越西消防署長 吉 田 和

川島消防署長 総務課長 吉 田

谷 島 忠

> 雄 行

橋 本

夫

秋 志 村 和 利 宏

指揮統制課長

安

田

次

救急課長

警防課長 予防課長

五.

△議場に出席した職員

書記長 田 宮 修

書 記 佐 善 幸

武 笠 浩

慎次郎

IJ IJ

△開 숲 (午後一時

○片野広隆議長 防組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。 出席議員が定足数に達しておりますので、 平成二十八年川越地区消

これより開会いたします。

△日程第 会期決定について

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とす 日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 本日一日間とすることに決定いたしました。 御異議なしと認めます。よって、 本組合議会第二回臨時会の会期を

△日程第 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総発第四一三号

平成二十八年六月二十一日

川越地区消防組合議会議長 片 野 広 隆 様

議案の提出について(通知)

一越地区消防組合管理者

Ш

合 善

明

平成二十八年本組合議会第二回臨時会に、次の議案を提出いたします。

消防ポンプ自動車の取得について

化学消防ポンプ自動車の取得について

三 高規格救急自動車の取得について

○片野広隆議長 以上で公表を終わります。

○片野広隆議長 △日程第 告についてを議題といたします。 \equiv 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について 日程第三、 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報

のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知

川消議会発第一三号

平成二十八年六月十四日

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善 明 様

席 要 求

川越地区消防組合議会議長 片 野

> 広 隆

地区消防組合議会第二回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、 地方自治法第百二十一条第一項の規定により、六月二十一日午後一時開会の川越 出 管理者並びにそ

の委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第三八二号

平成二十八年六月二十一日

川越地区消防組合議会議長 片 野 広 隆 様

越地区消防組合管理者 Ш 合

明

善

席 通 知 書

出

平成二十八年本組合議会第二回臨時会に、

要求により、

管理者 別紙の者が出席します。 合

副管理者 飯 島 和 夫

善

明

薫

栗 原

会計管理者 有 Ш 誠

消防局長 高 野 春 雄

次 長 澤 田 英 司

IJ 柴 崎 正 治

IJ 比留間 富 雄

川越北消防署長 岸 康 弘

川越中央消防署長 島 村 昭

川越西消防署長 吉 田 和 広

川島消防署長

吉

田

敏

総務課長 谷 島 忠

予防課長 橋 本 丈 夫

警防課長 志 村 和 宏

救急課長 秋

指揮統制課長 安 田 勇 次

議員

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二名の指名を行い

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

近 藤 芳 宏

林 薫 議員

以上二名の方を指名いたします。

○片野広隆議長 といたします。

△日程第

五.

議案第一二号

消防ポンプ自動車の取得について

日程第五、

議案第十二号、

消防ポンプ自動車の取得についてを議題

議案第一二号

消防ポンプ自動車の取得について

べき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議 次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定す

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会

の議決を求める。

平成二十八年六月二十一日提出

Ш **越地区消防組合管理者** Ш 合 善

明

○片野広隆議長

(高野春雄消防局長登壇)

提案理由の説明を願います。

△提案理由の説明(消防局長)

○高野春雄消防局長 取得につきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。 ただいま上程となりました議案第十二号、 消防ポンプ自動車の

現在、 川越中央消防署高階分署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車及

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

△日程第

兀

会議録署名議員指名について

○片野広隆議長

日程第四、

会議録署名議員指名についてを議題といたします。

七

ざいます。

・著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでごいず自動車は平成十四年一月九日に購入し、十四年五カ月が経過しており、いずれポンプ自動車は平成十五年三月十日に購入し、十三年三カ月が経過、また、消防ポび川島消防署に配備されております消防ポンプ自動車につきましては、水槽付消防

乗車定員は五人でございます。 全幅千九百二十ミリメートル、全高二千九百ミリメートル、総排気量四千九 CC、車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百六十ミリメートル、

でございます。 空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六百リットルの小型水槽、圧縮

め七千九百四十八万八千円で契約しようとするものでございます。入札を執行した結果、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所と消費税等を含取得の方法でございますが、平成二十八年五月二十四日、五業者による指名競争

ございます。 取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりで

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申っ

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

動車の取得について質疑をさせていただきます。○桐野 忠議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十二号、消防ポンプ自

うことで説明がございました。うでポンプ自動車、約十四年五カ月ということで、老朽化ということで更新のといってポンプ自動車、約十四年五カ月ということで、老朽化ということで更新のとい二カ所の水槽関係の消防ポンプ自動車、十三年とちょっとですかね、あと川島のほ先ほど説明がございました今回の消防ポンプ自動車の取得でございますけれども、

Ŕ Ŕ かお伺いをさせていただきたいと思います。 車の耐久年数と、今回の取得は二台とありますけれども、 十四年とかございましたけれども、耐久年数があると思われます。 等で対応しているのだと認識しておりますけれども、あわせてこの後の議案にも載 せておりますといったことで対応されているんだろうというふうに考えますけれど ンプ自動車が配置されてない消防署、分署も見受けられます。水槽付ポンプ自動車 たって、平成二十七年の消防年報の中には、消防自動車の配置状況を見ますと、ポ 二点目といたしまして、消防ポンプ自動車に限らず車両には、先ほど十三年とか 確認でございますけれども、 二台でございますので、どのように配置をするのかお伺いをしたいと思います 今回のその消防ポンプ自動車をどのように、三カ所の話がございましたけれど 今回のこの議案のポンプ自動車二台を取得するに当 いわゆる計画どおりなの 消防ポンプ自動

うなのかお伺いをさせていただきたいと思います。三点目、入札するに当たって仕様書があると思います。この仕様の決定方法はど

います。
しているのか、どのように整備をされているのかお伺いをさせていただきたいと思しているのか、どのように整備をされているのか、それともこの納入業者に整備を依頼の必要不可欠だというふうに思います。定期点検や車検、定期以外の整備など、四点目、耐久年数があるとはいえ、使用頻度にもよるでしょうし、さまざまな整

| X-1 | X-

六点目、車両の売り払いについて伺いたいと思います。

お伺いをさせていただきたいと思います。行っているのであれば、それは入札なのか、どのように売り払いをされているのか、ポンプ自動車だけではありませんけれども、まず、売り払いを行っているのか、

きまして質疑とさせていただきます。あわせて、どのような業者が売り払いに参加しているのかお伺いをさせていただ

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 主管事務につきまして御答弁申し上げます。

プメーカーの定める使用期限等を参考にして十五年に定めております。 電常の使用状況においても車両の損耗度、補修部品のメーカー保有期間、消防ポンの通常の使用状況においても車両の損耗度、補修部品のメーカー保有期間、消防ポンの通常のかについてでございますが、車両取得後は大東分署に配置する予定でございます。 にいるのかについてでございますが、車両取得後は大東分署の水槽付ポンプ自動車と川島消防消防ポンプ自動車の配置場所についてでございます。 でいるのかについてでございますが、単一のでのである使用期限等を参考にして、 がポンプ自動車の配置場所についてでございますが、今回更新をお願いしますが、プメーカーの定める使用期限等を参考にして十五年に定めております。

また、今回の更新につきましては、当消防組合で定めております車両更新基準に

基づき策定しております車両整備計画に即したものでございます。

員の意見を取り入れ決定しているものでございます。い、当消防組合の内部組織でございます消防車両等検討委員会において、現場の隊以前と比較し飛躍的に進歩していることから、車両、装備、消火方法等、検討を行ポンプ自動車の仕様につきましては、十五年の長期にわたり使用する車両であり、続きまして、消防ポンプ自動車の仕様の決定方法についてでございますが、消防

備工場等が次回の車体検査までの点検整備を行うものでございます。ざいますので、最初の車体検査に合わせて見積もり合わせを実施し、組合管内の整消防ポンプ自動車の点検整備につきましては、車種は基本的にトラックと同様でご続きまして、消防ポンプ自動車の点検整備を行う業者についてでございますが、

プ艤装メーカー等に修理を依頼するものでございます。

入できる見込みがあると考え、二台一括購入としたものでございます。一規格の車両を二台購入するに当たりまして、一括で購入するほうがより安価に購続きまして、複数台一括購入をすることのメリットについてでございますが、同

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管する部分について御答弁申し上げます。

車両の売り払いにつきましてでございます。

無線機の撤去を行っております。悪用防止のため車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び両については、国からの通知に基づきまして、解体を前提として売り払っており、当組合では、不要になった車両につきまして売り払いを行っております。消防車当組合では、不要になった車両につきまして売り払いを行っております。消防車

いたったいまきだく fer とこずでく さらっこう。 売り払いの方法につきましては、組合管内の事業者から複数選定し、見積もり価

格の最も高い事業者へ一括して売却をしております。

以上でございます。 売却先の実績は、古物営業許可を持つ事業者となってございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。ー質疑なしと認めます。質疑を終結いた

の採決を行います。 討論に入ります。討論はありませんか。ー討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

議題といたします。 ○片野広隆議長 日程第六、議案第十三号、化学消防ポンプ自動車の取得についてを△日程第 六 議案第一三号 化学消防ポンプ自動車の取得について

議案第一三号

化学消防ポンプ自動車の取得について

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会次のとおり化学消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制

議会の議決を求める。

平成二十八年六月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。○高野春雄消防局長 ただいま上程となりました議案第十三号、化学消防ポンプ自動

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長七千三百ミリメートル、全幅ておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。は、平成十四年二月八日に購入し、十四年四カ月が経過しており、著しく老朽化し現在、川越中央消防署に配備されております化学消防ポンプ自動車につきまして

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに五百リットルの泡消火薬液槽、員は六人でございます。

全高三千ミリメートル、

総排気量六千四百三〇、

乗車定

二千三百ミリメートル、

千五百リットルの水槽、

ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両

でございます。

正ざいます。
取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりで含め六千二百二十二万九千六百円で契約しようとするものでございます。
取得の方法でございますが、平成二十八年五月二十四日、五業者による指名競争

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

申し上げます。 ○柿田有一議員 議案第十三号、化学消防ポンプ自動車の取得について何点か質疑を

いて気になったので、質疑させていただくことにしました。本件は指名競争入札で入札をされております。この入札結果表を少し拝見をして

経緯について少しお伺いをしておきたいと思います。 と思いますが、本件の入札結果表の中で、関連があると考えられる三菱ふそうトラと思いますが、本件の入札結果表の中で、関連があると考えられる三菱ふそうトラと思いますが、本件の入札結果表の中で、関連があると考えられる三菱ふそうトラと思いますが、本件の入札結果表の中で、関連があると考えられる三菱ふそうトラと思いますが、本件の入札結果表の中で、関連があると考えられる三菱などので、さまざまな対応を余儀なくされているという状況にあるから、最近ですけれども、燃費の不正の問題で大きな社会問題になっている三菱

まず、一点目として、三菱ふそうトラック・バス株式会社と燃費不正の問題で話

ておきたいと思います。いったことも含めた関係、どういう関係がある会社なのか、確認のためお伺いをし題になりました三菱自動車工業株式会社との関係について、資本や役員など、そう

います。 措置が行われているのか、その制度の中身について少しお伺いをしておきたいと思措置が行われているのか、その制度の中身について少しお伺いをしておきたいと思二点目ですが、入札制度において不正等を行った事業者に対してどういうふうな

以上、一回目といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

三菱ふそうトラック・バス株式会社と三菱自動車工業株式会社の資本、役員を含い上でございます。
三菱商事等の三菱グループが所有しております。また、役員等の人的関係につきまに属しておりますが、株式の九割をドイツのダイムラー社が所有し、残りの一割をに属しておりますが、株式の九割をドイツのダイムラー社が所有し、残りの一割をしては、唯認したところによりますと、現在の三菱ふそうトラック・バス株式会社につめた関係についてでございますが、現在の三菱ふそうトラック・バス株式会社につめた関係についてでございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管する部分について御答弁申し上げます。

せて入札制度におきましても準用しているところでございます。まず、当消防組合の契約規則につきましては、川越市契約規則等を準用し、あわ入札制度において不正等を行った事業者への措置等についてでございます。

する規定をそれぞれ準用するものとしております。加者の資格等に関する規定及び川島町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規定を定め、川越市競争入札参元とはこの入札制度において当消防組合の競争入札参加者の資格審査等につきましては

の措置等をするものとしております。
の措置等をするものとしております。
同規定第三条におきましては、市長または町長に対してされるものと、市長または町長が行っの世の行為は、組合が行う競争入札に対してされるものと、市長または町長が行っの世の行為は、組合が行う競争入札に対してされるものと、市長または町長が行っの措置等をするものとしております。そのため、同規定第三条におきましては、市長または町長に対してされる申請、届け出、その措置等をするものとしております。

っておりません。
者の逮捕または行政処分がされておりません。そのため、指名停止等の措置には至なお、今回の三菱自動車工業株式会社の件につきましては、現在のところ、関係

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。続けて質疑をさせていただきます。 ○柿田有一議員 御答弁をいただきました。資本関係、株式等に関する部分と役員について主にお答えをいただきましたが、今回の不正は、三菱自動車工業株式会社の関係についてお伺いをいたしました。資本関係、株式等に関する部分と役員についは、広範囲に影響が及ぶ、また、広範囲の影響を見ながらいろいろな対応をしなけは、広範囲に影響が及ぶ、また、広範囲の影響を見ながらいろいろな対応をしなけは、広範囲に影響が及ぶ、また、広範囲の影響を見ながらいろいろな対応をしなけは、広範囲に影響が及ぶ、また、広範囲の影響を見ながらいろいろな対応をしなけは、広範囲に影響が及ぶ、また、広範囲の影響を見ながらいろいろな対応をしなければいけないというふうに思うわけであります。大企業はそれなりに大きな社会的責任を担っていますから、こういった不正が起こった、または起こした場合には、をされているものと承知をしておりますので、改めて確認をさせていただいたとこをされているものと承知をしておりますので、改めて確認をさせていただいたところです。

の関係があるということは承知をいたしました。
資本関係ですけれども、三菱グループが一割の資本ということで、いささか若干

う対応ということにはならなかったのかなと推測をするところであります。つまり行政処分等が行われていないということで、今回の案件については、そういついても聞かせていただきました。現在、指名停止等の措置がされるような対応、一方で、二点目にお伺いした入札制度において不正等を行った事業者への対応に

と承知をしながら事務をされることが肝要かと思います。そういうことはどういうふうな感覚として捉えられるかということを改めてきちんれでございますので、当組合が指名の中に含めたということで入札をされています。変多うございます。市民の目から見て、不正をやった事業者を、今回は指名競争入一方で、こうした不正の問題は制度そのものだけではなくて、社会的な関心が大

この点について確認をさせていただき、私の質疑といたします。考慮検討され、今回の指名に至った、指名競争入札の指名の中に含められたのか、ということも考慮されたかと思いますけれども、その点についてどのように対応をも、三菱ふそうトラック・バス株式会社を指名した経緯について、三菱グループだ最後に、今回の入札に当たって、全く考慮に入れなかったとは思いませんけれど

(比留間富雄次長登壇)

御答弁申し上げます。○比留間富雄次長 三菱ふそうトラック・バス株式会社を指名した経緯につきまして

をさせていただいたものでございます。 に別会社であり、また、指名停止等の措置がされていないことから、そのまま指名であることから調査確認を実施し、関係部署と協議を行いました。その結果、両社であることから調査確認を実施し、関係部署と協議を行いました。その結果、両社製造していることから指名をいたしました。しかしながら、三菱自動車工業株式会製造していただいたものでございます。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。ー質疑なしと認めます。質疑を終結いた

の採決を行います。
討論に入ります。討論はありませんか。
一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

決定いたしました。
○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

△日程第 七 議案第一四号 高規格救急自動車の取得について

○片野広隆議長 日程第七、議案第十四号、高規格救急自動車の取得についてを議題

議案第一四号

高規格救急自動車の取得について

の議決を求める。 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会 、き条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議 次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定す

平成二十八年六月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
○高野春雄消防局長 ただいま上程となりました議案第十四号、高規格救急自動車の

現在、川越北消防署に配備されております高規格救急自動車につきましては、平

しようとするものでございます。メートルとなっており、著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願い成二十一年十二月二日に購入し、六年六カ月が経過し、走行距離約十九万三千キロ

千八百九十五ミリメートル、全高二千四百九十ミリメートル、総排気量二千六百九車種はトヨタ四サイクルガソリンエンジンで、全長五千六百ミリメートル、全幅

入札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含取得の方法でございますが、平成二十八年五月二十四日、四業者による指名競争

め一千八百九十七万五千六百円で契約しようとするものでございます。

ございます。 取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりで

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

〇片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認め

ます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。一討論はありませんので、これより本件の

採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

△閉会

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

○片野広隆議長 以上をもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後一時三十四分 閉会

△会議の結果

日程第 一 会期決定について

本日一日間と決定した。

二 議案提出書の公表について

日程第

議案提出書を公表した。

三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の

報告について

日程第

会議録署名議員指名について出席者の一覧を配布した。

日程第

兀

議長指名のとおり決定した。会議録署名議員指名について

日程第 五 議案第一二号 消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第 六 議案第一三号 化学消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第 七 議案第一四号 高規格救急自動車の取得について

原案可決